



島根県報

平成24年2月21日（火）

第2,368号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農村整備課）	2
保安林予定森林（4件）	（森林整備課）	3
都市計画事業変更の認可	（都市計画課）	5
指定登録機関の指定	（建築住宅課）	5
指定事務所登録機関の指定	（ " ）	5

【公 告】

花ふれあい公園の指定管理者の指定	（農畜産振興課）	6
------------------	----------	---

告 示**島根県告示第89号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成24年2月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社みのり	通所介護	あおぞらデイサービス	出雲市中野町268-6	平成24年2月14日
	介護予防通所介護	川跡		

島根県告示第90号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年2月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

雲南市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 速水 雄一 雲南市加茂町神原1003番地
 陶山 直利 雲南市木次町寺領927番地 1
 岩田 憲信 雲南市大東町下阿用343番地
 渡部 彰夫 雲南市加茂町南加茂898番地 1
 内田 孝志 雲南市大東町仁和寺1674番地 1
 古居 忠 雲南市吉田町吉田1448番地
 山根昊一郎 雲南市三刀屋町給下1457番地
 景山 隆義 雲南市掛合町穴見1005番地
 早川 正三 雲南市三刀屋町六重238番地 4
 細木 勝 雲南市木次町宇谷1392番地

監事

- 白築 徹一 雲南市掛合町多根 8 番地内 4
 白築 進 雲南市吉田町吉田738番地

2 就任年月日

平成23年12月21日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 速水 雄一 雲南市加茂町神原1003番地
 陶山 直利 雲南市木次町寺領927番地 1
 内田 孝志 雲南市大東町仁和寺1674番地 1
 岩田 憲信 雲南市大東町下阿用343番地

渡部 彰夫 雲南市加茂町南加茂898番地 1

細木 勝 雲南市木次町宇谷1392番地

山根昊一郎 雲南市三刀屋町給下1457番地

安井 譽 雲南市三刀屋町乙加宮792番地

古居 忠 雲南市吉田町吉田1448番地

景山 隆義 雲南市掛合町穴見1005番地

監事

白築 徹一 雲南市掛合町多根 8 番地内 4

白築 進 雲南市吉田町吉田738番地

島根県告示第91号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 2月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町大字川本1614- 2（次の図に示す部分に限る。）、1629、1631- 1、2860- 2、2861- 1、2861- 5、2863、3457、3459

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第92号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 2月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町阿須那1852（次の図に示す部分に限る。）、1853、1854（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第93号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 2月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町鱒淵2119-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第94号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 2月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町商人1423、2643（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第95号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 2月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

松江市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成13年島根県告示第687号松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業7・6・4号鉄道南沿線

3 事業施行期間

平成13年 9月18日から平成25年 3月29日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

島根県告示第96号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第1項の指定登録機関を指定したので、同条第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年 2月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定登録機関の名称及び住所

社団法人島根県建築士会

島根県松江市北田町35番地 3

2 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地

島根県松江市北田町35番地 3

3 二級建築士等登録事務の開始の日

平成24年 4月 1日

島根県告示第97号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第1項の指定事務所登録機関を指定したので、同条第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年 2月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定事務所登録機関の名称及び住所
社団法人島根県建築士事務所協会
島根県松江市北田町35番地 3
- 2 事務所登録等事務を行う事務所の所在地
島根県松江市北田町35番地 3
- 3 事務所登録等事務の開始の日
平成24年 4月 1日

公 告

島根県花振興センター条例（平成15年島根県条例第74号）第7条の規定により指定管理者を指定したので、次のとおり公告する。

平成24年 2月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
花ふれあい公園（愛称：しまね花の郷）
- 2 指定管理者
出雲市西新町二丁目2456番地 4 特定非営利活動法人国際交流フラワー21
- 3 指定期間
平成24年 4月 1日から 5年間